

令和2年度における教職大学院の学生が連携協力校において行う実習の実施方法の弾力化及び留意事項に関する通知を踏まえ、各教育委員会等に教職大学院の実習生の受入れについて協力をお願いする事務連絡です。

事務連絡  
令和2年5月11日

各都道府県・指定都市教育委員会担当課  
各都道府県私立学校主管部課  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 御中  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

「令和2年度における教職大学院の実習の実施方法の弾力化及び留意事項について」の送付について

各学校の設置者におかれては、新型コロナウイルス感染症対策について、「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」（令和2年3月24日付け元文科初第1780号文部科学事務次官通知）等を踏まえ、必要な感染症対策を講じていただいていることと存じます。

この度、令和2年度における教職大学院の小学校等その他関係機関で行う実習（以下「実習」という。）の実施方法の弾力化及び留意事項について、教職大学院を置く各国私立大学に対して別添の通知を发出しましたので、御承知おきください。

今年度の実習については、感染症の状況を踏まえつつ、実習方法、実施時期、期間、連携協力校等との調整等について弾力的な対応を検討するよう、教職大学院に周知しております。実習生を受け入れることとなる幼稚園、小学校、義務教育学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及びその他関係機関等（以下「連携協力校等」という。）や教育委員会等におかれては、各連携協力校等の状況を踏まえつつ教職大学院と連携・協力して御対応いただけますようお願いいたします。また、実習中は、学生は各連携協力校等における感染症対策に基づいて行動することになりますので、必要な指示を行っていただくようお願いいたします。

臨時休業への対応や、必要な感染症対策を講じながら教育活動を行う中で、実習生を受け入れることとなり、御負担をおかけいたしますが、教員免許状を有する教職大学院実習生が、新型コロナウイルス感染症による影響への対応を含め、各連携協力校等が直面する諸課題を踏まえた多様な実習活動に従事することにより、各学校の教育活動に寄与することも期待されることから、実習生の受入れに引き続き御協力を賜りますようお願いいたします。

また、別添通知において、今年度に限り、小学校等における令和2年度の教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習を支援する等の学習指導員としての活動について、教職大学院の実習として位置付けることを可能としたところです。これにより、例えば、臨時休業中の教材作成や臨

時休業後の補習指導、放課後等における個別学習指導など、今般の事案を受けた各学校の直面する諸課題により柔軟に対応した実習となることが期待されます。各教育委員会等におかれては、教職大学院で学ぶ学部新卒学生等を、児童生徒の学習を支援・充実するための学習指導員として積極的に採用することについても御検討いただけますと幸いです。その際には、当該学生が教員としての実践的な能力を培うことができるよう、教職大学院とも十分調整の上、学習指導員の配置校と教職大学院との密接な連携体制の構築や学生の実習計画に応じた配置校の教員による指導・助言など、実習環境の確保について御協力を賜りますようお願いいたします。

併せて、教職課程を置く各国公立大学、各指定教員養成機関の教育実習生についても、「令和2年度における教育実習の実施期間の弾力化について」（令和2年5月1日付け2教教人第5号教育人材政策課長通知）を踏まえつつ、幅広い人材確保のために積極的な採用を御検討いただけますと幸いです。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所管の学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所管の学校設置会社及び学校に対して周知されるようお願いいたします。

**【本件連絡先】**

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

教員養成企画室教職大学院係

電 話：03-5253-4111（内線3778）

FAX：03-6734-3387

E-mail：kyoin-y@mext.go.jp

**教職大学院の実習の実施方法の弾力化及び留意事項について（新規）**

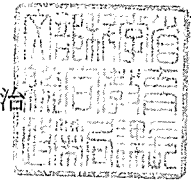
教職大学院の学生が連携協力校等において行う実習について、令和2年度の特例として、学校における学習指導員としての活動を実習として位置付けることや、双方向オンライン通信等の手段の活用による在宅等による実習を認めること等について、お知らせするものです。

2 教教人第 8 号  
令和2年5月11日

教職大学院を置く各国私立大学長 殿

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長

柳澤好治



(印影印刷)

**令和2年度における教職大学院の実習の実施方法の弾力化及び留意事項について（通知）**

教職大学院を置く各国私立大学（以下「教職大学院」という。）におかれては、新型コロナウイルス感染症対策について、「令和2年度における大学等の授業の開始等について」（令和2年3月24日付け元文科高第1259号高等教育局長通知）等を踏まえ、必要な感染症対策を講じていただいていることと存じます。

5月4日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改定が行われ、引き続き全都道府県が緊急事態措置の対象とされたことにより、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業が延長されている幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校等が全国的に相当教生じてきていることや、さらなる臨時休業の長期化等に伴い、教職大学院における、専門職大学院設置基準第29条第1項に定める「高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習（以下「実習」という。）」に係る実習生の受け入れも通常の方法では困難な状況になりうることも踏まえ、令和2年度に行われる実習の実施方法の弾力化について、下記のとおり考え方をまとめましたのでお知らせします。

また、実習生を受け入れる幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及びその他関係機関等（以下「連携協力校等」という。）への影響を考慮し、その実施に当たって留意いただきたい事項をまとめましたので、各教職大学院におかれては、これらの事項について十分に御留意いただき、実習生を受け入れる連携協力校等や教育委員会等とも連携・協力の上、実習の円滑な実施について、責任を持って必要な対応をお願いいたします。

なお、教育職員免許法等により一種免許状及び二種免許状取得に当たって単位の修得が必要な教育実

習、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習、養護実習及び栄養教育実習については、「令和2年度における教育実習の実施期間の弾力化について（通知）」（令和2年5月1日付け2教教人第5号教育人材政策課長通知）を踏まえ、適切に対応いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 実習方法

(1) 教職大学院における実習は、学校経営、学級経営、生徒指導、教育課程経営をはじめ学校の教育活動全体について総合的に体験し、教員の指導の下、一定期間計画的・継続的に学校教育活動に参画するものであることから、新型コロナウイルス感染症の影響により、実習の受入れ先となる連携協力校等における授業実習の実施が困難である場合であっても、教職大学院の体系的な教育課程の一環として位置づけられることを条件に、学校における幅広い教育活動に従事することをもって、実習と位置づけることも可能であること。

例えば、連携協力校等の臨時休業中における双方向オンライン通信等を活用した授業のための教材作成や実施、児童・生徒の自宅に送付する授業教材やお知らせの作成や発送業務、学校再開に向けた様々な準備など、臨時休業後においては、補習指導の教材作成や実施、放課後等における個別学習指導、その他児童生徒一人ひとりの学習の状況の把握や学習に著しい遅れが生じないための学校の様々な取組への参画、学校の安全・安心を確保するための衛生面の保持に向けた取組への参画など、幅広い学校教育活動について、実習の対象とすることも可能であること。この場合、連携協力校等と十分な連絡・連携を行い、連携協力校等にとって過度の負担とならないよう配慮するとともに、実習現場の実習生への指導や助言等、教職大学院の教員による十分なサポートが行われること。

(2) 小学校等における令和2年度の教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習を支援する学習支援等のために配置される人材等としての活動については、教職大学院の体系的な教育課程の一環として位置づけられ、かつ、教職大学院の教員及び連携協力校等の教員による実習生への指導・助言を踏まえて行われる場合にあっては、令和2年度に限り、実習として位置づけて差し支えないこと（ただし、(3)において在宅により又は大学において実習に参加する場合を除く）。

(3) 令和2年度に限り、連携協力校等の状況を踏まえつつ、連携協力校等の負担にならないことを前提に、実習の科目の総授業時間数のうち、3分の1を超えない範囲で、実習生が双方向オンライン通信等の手段を活用しながら在宅により又は大学において実習に参加することは差し支えないこと。ただし、当該実習が、連携協力校等の学校教育活動に直接従事するものであって、教職大学院の教員及び連携協力校等の教員による指導・助言を受けながら行われるものに限る。なお、教職大学院の教員及び連携協力校等の教員による実習生への指導・助言の際には「遠隔授業等の実施に係る留意点及び実習等の授業の弾力的な取扱い等について」（令和2年5月1日付け高等教育局大学振興課事務連絡）において示された、遠隔授業等の実施に係る留意点について留意いただきたいこと。

例) 実習 10 単位のうち令和 2 年度に修得が必要な 6 単位について、これまで 24 日間で実施していたもののうち、8 日間分までは在宅又は大学から実習に参加することが可能。

- 1 単位当たり 30 時間で授業時間数を設定し、令和 2 年度には実習 10 単位のうち 6 単位の修得が必要な場合

$$6 \text{ 単位} \times 30 \text{ 時間} = 180 \text{ 時間} \Rightarrow 24 \text{ 日間}$$

$$(180 \text{ 時間} \div 7.5 \text{ 時間 (1 日あたり)}) = 24 \text{ 日間}$$

※大学設置基準等において、1 単位の授業科目は 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とされていることを踏まえ、授業以外における事前学修・事後学修が学生によって行われることが必要であることには留意。

- ◎ 1 単位当たり 30 時間で授業時間数を設定し、令和 2 年度には実習 10 単位のうち 6 単位を修得するが、総授業時間数のうち 1 / 3 を在宅又は大学からの実習参加により行う場合

$$6 \text{ 単位} \times 30 \text{ 時間} = 180 \text{ 時間}$$

$$180 \text{ 時間} \div 3 = 60 \text{ 時間} \Rightarrow \underline{8 \text{ 日間}} \quad \text{※在宅・大学からの実習参加}$$

$$(60 \text{ 時間} \div 7.5 \text{ 時間 (1 日あたり)}) = 8 \text{ 日間}$$

$$300 \text{ 時間} - 60 \text{ 時間} = 240 \text{ 時間} \Rightarrow \underline{16 \text{ 日間}} \quad \text{※学校現場での実習}$$

$$(240 \text{ 時間} \div 7.5 \text{ 時間 (1 日あたり)}) = 16 \text{ 日間}$$

## 2. 実施時期、期間、連携協力校等との調整

(1) 令和 2 年度の実習については、例年、春から夏に実施しているものについても、臨時休業明けは特に例年に比べて学校の業務負担が大きくなることも想定されるため、教育委員会等と協議の上、必要に応じて実施時期を秋以降とすることも検討していただきたいこと。実習生を受け入れる連携協力校等の今年度の受入れ数が制限される場合には、修了年次の学生など実習を次年度に実施することができない事情のある学生を優先していただきたいこと。

(2) 大学設置基準等において、実習は 30 時間から 45 時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって 1 単位としていることから、実習の授業時間数や実施期間の設定に当たっては、実習生を受け入れる連携協力校等の状況も踏まえ、弾力的に検討していただきたいこと。なお、実施期間を変更する場合には、「令和 2 年度における大学等の授業の開始等について」（令和 2 年 3 月 24 日付け元文科高第 1259 号高等教育局長通知）において示された、学事日程等の取扱いについて留意いただきたいこと。

(3) 感染症対策に取り組みながら教育活動を行う連携協力校等においては、通常期と同様な実習を行うことが困難な場合もあると考えられる。新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が 3 月 9 日に示した三つの条件（換気の悪い密室空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が重ならないようにすること等に留意し、実習の内容、方法等について、受入先の連携協力校等と相談しつつ弾力的に検討していただきたいこと。また、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているところであり、文部科学省のホームページなどを通じて関係省庁や自治体等からの最新の情報も十分に踏まえて対応していただきたいこと。

○文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html)

### 3. 実習科目単位の免除

専門職大学院設置基準第 29 条第 2 項において、「教職大学院は、教育上有益と認めるときには、当該教職大学院に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、十単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる」としていることから、教員としての実務経験を有する学生の実習科目の履修に当たっては、各教職大学院の定める実習科目免除規定も踏まえつつ、実習に必要な単位数について弾力的に検討していただきたいこと。なお、実習により修得する単位の免除に当たっては、学生の教職経験を適切に評価した上で、実習により修得させようとする内容との相関性等を踏まえ、免除の可否及び免除する単位数を適切に判断する必要があること。

### 4. 学生への事前指導

- (1) 実習の実施の 2 週間程度前から、毎朝の検温及び風邪症状の確認を行うことや、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすことなどを学生に徹底していただくこと。実習中は、これに加えて、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底し、マスクは常時装着することなど一層の感染症対策を行うことを学生に徹底していただくこと。
- (2) 実習に参加予定の学生の家族等の感染が確認されるなど学生が濃厚接触者に特定された場合、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して 2 週間は実習への参加を見送るよう指導していただくこと。
- (3) 「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」（令和 2 年 3 月 24 日）などの学校における感染症対策の取組について十分に理解させた上で実習に参加させていただくこと。
- (4) 実習中は受入先である各連携協力校等における感染症対策の指示に従うことや、発熱等の風邪症状やその他体調不良がみられる場合には、連携協力校等と相談の上、児童生徒等との接触は絶対に避け、自宅で休養することを学生に徹底していただくこと。

### 5. 実習中の留意事項

学生の感染が判明した場合や、地域の感染拡大の状況等により、急遽、実習を中止せざるを得ない場合などにおいては、教職大学院、学生、連携協力校等・教育委員会が速やかに連絡を取り合うことができるよう、教職大学院は確実に連絡体制を構築していただくこと。

### 6. 実習後の留意事項

実習の終了後に、学生の感染が判明した場合、教職大学院は連携協力校等・教育委員会に速やかに連絡するとともに、「令和 2 年度における大学等の授業の開始等について」（令和 2 年 3 月 24 日付け元文科高第 1259 号高等教育局長通知）等を踏まえて、適切な対応を行っていただきたいこと。

**【本件連絡先】**

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

教員養成企画室教職大学院係

電 話：03-5253-4111（内線3778）

FAX：03-6734-3387

E-mail：[kyoin-y@mext.go.jp](mailto:kyoin-y@mext.go.jp)